

必要な病床の適切な区分の設定について

案1 医療法上の一般病床・療養病床について、現行の一般病床・療養病床等の基準病床数に加えて、病床機能報告制度の医療機能ごとに区分し、各医療機能の基準病床数を定める

案2 現在の医療法上の病床区分は変えずに、病床機能報告制度の医療機能について、今後、現状を把握し、その結果を分析した上で、定量的な基準を定めて、各医療機能の必要な病床数へと誘導していく

案3 現在の医療法上の病床区分は変えずに、病床機能報告制度の医療機能について、今後、現状を把握し、その結果を踏まえて、それぞれの医療機関が他の医療機関と必要な連携をしつつ自ら担う機能や今後の方向性を自主的に選択する。このことにより、地域のニーズに応じた病床数に収れんさせていく。

- 医療法上の病床区分は変更しないが、病床機能報告制度を活用し、わかりやすい病院機能などを示していく。
- 病床機能報告制度では、各医療機能の内容は定性的な内容とする。将来的には、地域のニーズに応じた定量的な指標を設定する。
- 必要な医療機能の病床数を確保するため、地域の実情に応じた財政支援(基金など)、全国一律の手当て(診療報酬)を適切に組み合わせしていく。